

こうち奨学金返還支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県が実施する「こうち奨学金返還支援事業」(以下、「本事業」という。)について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程をいう。
- (2) 登録企業 本事業の趣旨に賛同し、県とともに奨学金の返還支援を行う企業等で、第17条の規定により知事から登録企業の認定を受けた企業等をいう。
- (3) 企業等 別表1の要件に該当するものをいう。
- (4) 支援対象者 第3条の要件を満たす者のうち、第11条第3項の規定により知事の認定を受けた者をいう。
- (5) 年度 4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (6) 正規雇用 次のア～エのいずれにも該当する雇用形態のことをいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結していること
 - イ 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める「派遣労働者」をいう。)として雇用されていないこと
 - ウ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること(労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること)
 - エ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇(正規雇用待遇)が適用されていること

(支援対象者の要件)

第3条 本事業の支援対象者は、次の各号をいずれも満たす者とする。

- (1) 第9条の規定による事前登録を行っていること
- (2) 卒業後に本人による返還が必要な奨学金の貸与を在学中に受けていること
- (3) 登録企業に、正規雇用で就職すること
- (4) 就職後6年間、登録企業で就業し県内に居住する意思があること

(対象となる奨学金)

第4条 本事業の対象となる奨学金は、次の各号に掲げる、大学等の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な奨学金とする。ただし、県又は県内市町村が貸与する奨学金のうち、特定の職業への従事又は特定の地域での就業や定住等を要件とした返還免除の規定を有するものは対象外とする。

- (1) 日本学生支援機構第1種奨学金（無利子）又は第2種奨学金（有利子）
- (2) 土佐育英協会又は県内市町村が貸し付ける奨学金
- (3) 日本学生支援機構ホームページ掲載の奨学金事業実施団体による貸与型奨学金
- (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）、生活福祉資金（教育支援資金）
- (5) その他知事が認める貸与型奨学金

(登録企業の要件)

第5条 登録企業は、次の各号をいずれも満たす事業者とする。

- (1) 高知県内に主たる事業所を有する企業等又は高知県外に主たる事業所を有し、高知県内勤務限定で採用を行う企業等（中堅企業は除く）であること
- (2) 募集対象となる年度において、支援対象者を正規雇用で採用するための活動を行うこと
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 高知県の県税を滞納している企業等
 - イ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業等
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業又は営業の一部を受託する企業等
 - エ 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する

- 義務があるにもかかわらず加入していない企業等
- オ 労働関係法規等の法令に違反している企業等
- カ その他、本事業の信頼を損なうおそれのある企業等

(支援内容)

第6条 本事業による支援対象経費、交付率及び支援限度額等は、別表2に定めるとおりとする。ただし、給付金の交付は、予算の成立を受けて定める給付金交付要綱の規定に基づいて、これを行うものとする。

(登録企業の金銭負担)

第7条 登録企業は、支援対象者に対して県が交付する返還支援額のうち、別表1に定める額を県が設置する基金に寄附するものとする。

(市町村との連携)

第8条 本事業において、県と県内市町村が連携して支援する場合、県は、別途締結する市町村との協定に基づき、支援を行うものとする。

(支援対象者の事前登録)

第9条 本事業により奨学金返還支援を受けようとする者は、就職する登録企業に採用の内定を受ける前に、知事に対し、別記様式第1号により事前登録の申請を行わなければならない。

2 前項の申請を行うことができる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 募集対象となる就職年度の前年度時点で、大学等の卒業年度の学生
- (2) 大学等を卒業している者（以下、「既卒者」という。）で、事前登録申請時点で高知県外に居住し、かつ募集対象となる就職年度の前年度の3月31日時点で35歳以下の者

3 第1項の申請には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 募集対象となる就職年度の前年度時点で、大学等の卒業年度の学生
 - ア 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるものの写し

- イ 学生証またはこれに準ずるものの写し
- (2) 既卒者で、事前登録申請時点で高知県外に居住し、かつ募集対象となる就職年度の前年度の3月31日時点で35歳以下の者
 - ア 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるものの写し
 - イ 卒業証明書又はこれに準ずるものの写し
 - ウ 本人確認書類の写し
- 4 知事は、事前登録を行ったときは、別記様式第2号により通知するものとする。
- 5 事前登録の有効期間は、募集対象となる就職年度の3月31日までとする。

(支援対象者の事前登録内容の変更)

第10条 支援対象者は、前条の規定により事前登録を行ったときから第11条の手続きまでの間に、次の各号のいずれかに該当する内容に変更が生じたときは、別記様式第3号により知事にすみやかに届け出なければならない。

- (1) 住所
 - (2) 氏名
 - (3) 連絡先（電話番号、メールアドレス等）
- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、別記様式第4号により事前登録者に通知するものとする。

(支援対象者の認定)

第11条 支援対象者は、第9条の規定により事前登録を行った後、登録企業に正規雇用で就職した日から2か月を経過する日または就職した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに別記様式第5号により知事に申請を行い、支援対象者の認定を受けなければならない。

- 2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 登録企業が発行する採用証明書（別記様式第6号）
 - (2) 本人確認書類の写し
- 3 知事は、支援対象者の認定を行ったときは、その旨を別記様式第7号により通知するものとする。

(支援対象者の認定期間)

第12条 支援対象者の認定期間は、前条の規定により認定を行った日が属する年度から6年間とする。ただし、第14条の規定による中断期間が生じる場合又は第15条の規定による認定資格を喪失した場合にはこの限りではない。

(支援対象者の認定内容の変更)

第13条 支援対象者は、前条の規定により認定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する内容に変更が生じたときは、別記様式第8号により知事にすみやかに届け出なければならない。

(1) 住所

(2) 氏名

(3) 連絡先(電話番号、メールアドレス等)

(4) 就業状況

ア 県外勤務のため高知県外に居住することとなったとき

イ 県外勤務から県内勤務に戻って高知県内に再び居住することとなったとき

ウ 育児、介護その他により休業を取得することとなったとき

エ ウの休業の期間が終了して再び就業することとなったとき

オ その他就業状況に変更があったとき

2 前項第4号に該当する内容の変更の場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登録企業が発行する就業状況内容証明書(別記様式第9号)

3 知事は、第1項の規定による届出を受理したときは、別記様式第10号により支援対象者に通知するものとする。

(支援対象者の認定期間の中断)

第14条 知事は、前条第1項第4号ア及びウの期間がそれぞれ2年を超えるときは、その超過する期間について支援対象者の認定を中断するものとし、中断する期間は2年までとする。

- 2 支援対象者は、前条第1項第4号ア及びウの期間がそれぞれ2年を超えるとときは、次に掲げる書類を添付して、別記様式第11号により知事に届け出なければならない。
 - (1) 登録企業が発行する認定期間中断事由内容証明書（別記様式第12号）
- 3 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、別記様式第13号により支援対象者に通知するものとする。
- 4 支援対象者は、第2項の中断事由が解消したときは、次に掲げる書類を添付して、別記様式第14号によりすみやかに知事に届け出なければならない。
 - (1) 登録企業が発行する認定期間中断事由解消証明書（別記様式第15号）
- 5 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、別記様式第16号により支援対象者に通知するものとする。
- 6 支援対象者が第4項の規定による中断解消の届出を行ったときは、第13条第1項の規定による届出は不要とする。

（支援対象者の認定資格の喪失）

第15条 支援対象者は、第11条の規定により認定を受けた後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、認定資格を失うものとし、別記様式第17号により知事に届け出なければならない。

- (1) 登録企業を離職したとき
 - (2) 奨学金の返還が免除されたとき又は返還が終了したとき
 - (3) 第14条の規定による中断期間が2年を超えたとき
 - (4) その他都合により支援を受けることを終了したいとき
- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、別記様式第18号により支援対象者に通知するものとする。

（支援対象者の認定の取消し）

第16条 知事は、支援対象者が第11条の規定により認定を受けた後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 登録内容に虚偽の内容が含まれることが判明したとき
- (2) 登録の要件等を満たさないことが明らかになったとき

- (3) 登録された連絡先のいずれにおいても連絡が取れない事態が生じたとき
 - (4) 法令等に違反するなど、登録者として不適切であると認められるとき
 - (5) 認定後の手続きについて、正当な理由がないにもかかわらず、これを行わなかったとき
 - (6) 前条第1項の規定による届出の手続きが必要な場合において、正当な理由がないにもかかわらず、これを行わなかったとき
 - (7) その他知事が不相当と認めるとき
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を別記様式第19号により支援対象者に通知するものとする。

(登録企業の認定)

- 第17条 本事業により奨学金の返還支援を県とともに行おうとする企業等は、知事が別に定める日までに、別記様式第20号により、知事に申請を行い、登録企業の認定を受けなければならない。
- 2 前項の申請には、高知県税務所が発行した直近（申請日前3ヶ月以内に発行）の高知県税の滞納がない旨を証明する納税証明書の写し（全税目）の書類を添付しなければならない。ただし、申請日が属する年度の「高知県の競争入札参加資格者登録名簿」に登録されている場合及びその他知事が認める場合は、この限りでない。
- 3 知事は、登録企業の認定を行ったときは、その旨を別記様式第21号により通知するものとする。

(登録企業の支援人数)

- 第17条の2 登録企業は、それぞれ別表1に定める人数まで支援対象者にすることができる。

(登録企業の内容の変更)

- 第18条 登録企業は、第17条の規定により認定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する内容に変更が生じたときは、別記様式第22号により知事に届け出なければならない。

- (1) 本社等名称
- (2) 本社等住所
- (3) 代表者
- (4) 県内の事業所名称
- (5) 県内の事業所住所
- (6) 法人等概要（主たる事業の業種、資本金・出資金、事業概要・PR等）
- (7) 担当者氏名
- (8) 連絡先（電話番号、メールアドレス等）
- (9) ホームページのアドレス

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、別記様式第 23 号により登録企業に通知するものとする。

（登録企業の認定の辞退）

第 19 条 登録企業は、第 17 条の規定により認定を受けた後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、別記様式第 24 号により知事に届け出なければならない。

- (1) 第 5 条の登録企業の要件を満たさなくなったとき
- (2) やむを得ない理由により支援を終了したいとき

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、別記様式第 25 号により登録企業に通知するものとする。

（登録企業の認定の取消し）

第 20 条 知事は、登録企業が第 17 条の規定による認定を受けた後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 申請内容等に虚偽の記述があったとき
- (2) 第 5 条の登録企業の要件に該当しないことが明らかになったとき
- (3) 次条の登録企業の責務が遵守されないとき
- (4) 関係法令等に違反するなど、登録企業として不適切であると認められるとき

2 知事は、前項の規定による決定を行ったときは、別記様式第 26 号により通知するものとする。

(登録企業の責務)

第21条 登録企業は、次の各号いずれも遵守しなければならない。

- (1) 第9条の規定により事前登録を行った者を正規雇用で採用し、本事業を活用することとなった場合は、別表1に定める額を負担すること
- (2) 企業側の事情により自社の負担相当額を寄附しないこととする場合は、支援の終了について、企業において支援対象者の同意を得ること
- (3) 支援対象者の申請手続きに必要な書類等を発行すること
- (4) 県が本事業のために行う調査や情報提供依頼に協力すること
- (5) 第9条の規定により事前登録を行った者の採用に向け、自社が登録企業であることについて積極的な周知・広報を行うこと
- (6) 第9条の規定により事前登録を行った者を採用するものの、その者に対し本事業を適用しない場合は、企業においてその者の同意を得ること
- (7) 県から提供する支援対象者に関する個人情報については、責任をもって適正に管理し、本事業の目的以外に一切使用しないこと

(内定状況調査)

第22条 知事は、登録企業及び支援対象者に対し、内定状況等の確認を行うものとする。

(他の支援制度の併用)

第23条 支援対象者は、他の奨学金返還支援制度の支援を併用することができる。ただし、支援を併用した場合に、県の給付金と他制度で受ける給付金の合算額が前年度の奨学金返還額を超える場合は、その超過分を県の給付金から差し引くこととする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年3月25日から施行する。
- 2 第17条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱による改正後のこうち奨学金返還支援事業実施要綱（以下この項において「改正後要綱」という。）第11条の規定による認定を受けようとする者は、当該者がこの要綱の施行の日前にこの要綱による改正前のこうち奨学金返還支援事業実施要綱第9条の規定による事前登録を受けている場合であっても改正後要綱第2条第3号に規定する企業等を改正後要綱第11条第1項の登録企業として同項の規定による申請をすることができる。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月25日から施行する。
- 2 この要綱による改正後のこうち奨学金返還支援事業実施要綱（以下この項において「改正後要綱」という。）第11条の規定による認定を受けようとする者は、当該者がこの要綱の施行の日前にこの要綱による改正前のこうち奨学金返還支援事業実施要綱第9条の規定による事前登録を受けている場合であっても改正後要綱第2条第3号に規定する企業等を改正後要綱第11条第1項の登録企業として同項の規定による申請をすることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

企業等の要件：下記1～3のいずれかを満たすもの。			登録企業の負担額	登録企業の支援人数
1 中小企業基本法に定める「中小企業」			県が交付する返還支援額のうち、2分の1に相当する額	上限なし
業種	(1)(2)のいずれかを満たすこと			
	(1)資本金の額又は出資の総額 [会社]	(2)常時使用する従業員の数 [会社及び個人]		
ア製造業、建設業、運輸業、その他の業種（イ～エを除く）	3億円以下	300人以下		
イ卸売業	1億円以下	100人以下		
ウサービス業	5千万以下	100人以下		
エ小売業	5千万以下	50人以下		
<p>※業種は、日本標準産業分類上の分類による。</p> <p>※「会社」とは、会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）を指す。</p>				
2 上記1以外の法人で、主たる業種において、中小企業基本法第2条で中小企業の範囲として定められている資本金の額又は出資の総額、若しくは常時雇用する従業員の数の要件を満たす法人 例：財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人、協同組合など			県が交付する返還支援額のうち、2分の1に相当する額	上限なし
3 高知県内に主たる事業所を有する、産業競争力強化法に定める「中堅企業」 常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社（中小企業を除く）			県が交付する返還支援額のうち、4分の3に相当する額	5人まで

<p>4 上記3以外の法人で、高知県内に主たる事業所を有する、産業競争力強化法に定める「中堅企業」の範囲として定められている常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人</p> <p>例：財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人、協同組合など</p>	<p>県が交付する返還支援額のうち、4分の3に相当する額</p>	<p>5人まで</p>
---	----------------------------------	-------------

別表2（第6条関係）

学校種別	年間支援限度額 (千円)	6年間の 支援総額の上限 (千円)	交付額
大学院・6年制大学	300	1,800	前年度の返還実績額の3分の2又は年間支援限度額のいずれか低い方の額
4年制大学	200	1,200	
短大・高等専門学校 ・専修学校（専門課程） ※2年の場合	100	600	
※3年の場合	150	900	